

調 書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号 平成●●年（〇〇）第●●号
決 定 日	平成 2 1 年 3 月 5 日
裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官	宮川光治
裁判官	甲斐中辰夫
裁判官	涌井紀夫
裁判官	櫻井龍子
裁判官	金築誠志
当 事 者 等	上告人兼申立人 X 被上告人兼相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 0 年 1 0 月 8 日判決）
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成 2 1 年 3 月 5 日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲、理由の不備及び同項2号に規定する事由をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。